

アンチ・ドーピング規程

第1条 [目的]

本規程は、定款50条に基づき、アンチ・ドーピング及びこれに関連する活動に関し必要な事項を定める。

第2条 [本規程の適用]

1. 本規程は以下の者（以下、「対象者」という。）に対して適用される。
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という。）
 - (2) 選手
 - (3) サポートスタッフ
 - (4) 本協会の権限下にあるその他の者
 - (5) 加盟団体（その下部組織を含む。）
2. アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対しては、制裁措置が適用される。

第2条の2 [ドーピングの禁止]

- 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
2. 本協会は、前項の目的のため、本規程に従い、ドーピング検査を実施する。

第2条の3 [公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構]

本協会は、前条の目的を達成するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に加盟する。

第2条の4 [アンチ・ドーピング規則]

1. 対象者は、JADAが定める日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）及び国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）が定めるFIFA Anti-Doping Regulations（以下「FIFA規程」という。）（以下、総称して、「アンチ・ドーピング規則」という。）を遵守する義務を負う。
2. 日本規程とFIFA規程との間に齟齬が存在する場合には、FIFA規程を優先する。

第3条 [JADAとの連携・協力]

本協会は、JADAが行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本規程および世界アンチ・ドーピング機構（以下、「WADA」という。）が定めるWorld Anti-Doping Code（以下、「世界規程」という。）の諸規則及び国際基準（以下、単に「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

第4条 [J-Fairnessとの連携・協力]

本協会は、日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness及びJADAと連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

第5条 [役割と責務]

本協会は、次に定める義務および責務を負うものとする。

- (1) 日本規程第22条に定める役割と責務
- (2) FIFAから世界規程第20.3に基づき求められることを履行する責任
- (3) 教育に関する国際基準に基づく、選手及びサポートスタッフらへの教育の実施のための教育計画の策定、実施、モニタリング、評価

第6条 [選手の役割と責務]

選手は、日本規程第24条に定める役割と責務を負う。

第7条 [サポートスタッフの役割と責務]

サポートスタッフは、日本規程25条に定める役割と責務を負う。

第8条 [相互承認]

1. 本協会は、「世界規程」に従い、署名当事者（WADAに対して、世界規程に拘束されることを誓約

した機関。以下に同じ)の権限内でなされる検査、聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。

2. 本協会は、前項の決定等が「世界規程」を受諾していないその他の機関により行われた場合であっても、当該機関の規則が「世界規程」に適合していることを条件として、これを承認する。

第9条 [本協会が課す制裁措置]

1. 対象者がアンチ・ドーピング規則に違反した場合、当該対象者には日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従い制裁が課される。
2. 前項に加え、本協会理事会は別段の決定により、当該行為の「世界規程」及び「日本規程」への違反の程度に従って、追加的制裁を課することができる。これらには、日本代表選手の資格の剥奪、本協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格の剥奪、若しくは、本協会における公的資格の剥奪が含まれる。
3. 前項の追加的制裁の決定において、本協会は、アンチ・ドーピング機関によって課された過去のあらゆる制裁措置を考慮するものとする。

第10条 [結果管理手続及び決定の効力]

アンチ・ドーピング規則の違反に係るすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定は本協会を含むすべての国内競技団体（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

第11条 [活動評価]

1. 本協会は、JADAが行う国内競技団体の活動についての評価のため、JADAに対して資料提供等の協力を行うことに努めるものとする。
2. 本協会は、JADAより改善が必要とされた事項について、これと連携し、その改善に努めるものとする。

第12条 [通知]

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は、課された制裁措置の詳細を下記宛に送付するものとする。

- (1) F I F A
- (2) 「世界規程」第14条1項及び「日本規程」第14条3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 関係する加盟団体
- (4) 本協会が通知を必要とするその他の者又は組織

第13条 [不服申立]

本協会は、JADAが日本規程第12条に基づいて本協会に課す制裁処分について、同規程に基づき、日本スポーツ仲裁機構（J S A A）に対して不服申立てをすることができる。

第14条 [他の署名当事者等の決定の拘束力]

本協会は、署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（C A S）の行った決定は、JADA及び日本の国内競技団体に対して自動的に拘束力を有することを認め、これに従うものとする。

第15条 [解釈]

本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

第16条 [改正]

本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第17条 [施行]

本規程は、2012年4月1日から施行する。

[改正]

2012年 4月12日
2012年 5月10日 (2012年 6月 1日施行)
2012年 7月12日
2013年12月19日 (2014年 4月 1日施行)
2014年 3月13日 (2014年 4月 1日施行)
2014年 9月11日
2014年10月 9日 (2015年 3月29日施行)
2014年11月13日
2014年12月21日 (2015年 3月29日施行)
2015年 3月29日 (2015年 4月 1日施行)
2016年 5月19日
2017年 4月13日
2020年11月19日
2022年 4月14日